

改正 平成15年8月18日

平成16年2月1日

（目的）

第1条 身近な社会貢献活動である「公共施設アドプト制度」は、市民協働を推進し、地域コミュニティの発展につながるものであり、その導入にあたって全庁的な仕組みづくりを行うため、八王子市公共施設アドプト制度検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議検討する。

- （1）公共施設アドプト制度の仕組みに関する事。
- （2）公共施設アドプト制度の目的及び効果に関する事。
- （3）公共施設アドプト制度の対象施設に関する事。
- （4）公共施設アドプト制度の対象業務に関する事。
- （5）公共施設アドプト制度の実施主体に関する事。
- （6）その他関連する事項。

（組織）

第3条 検討会は、会長、副会長及び会員をもって組織し、それぞれ別表1に掲げる職にあるものをもって充てる。

（会長及び副会長）

第4条 会長は会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

（会議）

第5条 検討会は会長が招集し、議事を整理する。

会長は、必要があると認めるときは会員以外の者を検討会に出席させ、意見を求めることができる。

（庶務）

第6条 検討会の庶務は、市民活動推進部協働推進課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。